
プロジェクト リース

項目 第 489 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 489 回企業会計基準委員会（2022 年 10 月 18 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

リース会計基準等の改正に伴い改正又は修正が必要となる可能性がある基準等の改正案

（公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱いの改正案）

2. 公共施設等運営権の取得を改正リース会計基準の適用範囲に含めないことについては、同意するが、理由付けは、公共施設等運営権は一括して会計処理されるという点の他にも、使用を指図する権利を有していないという点からも整理できるのではないかと考える。
3. 事務局提案では、企業が公共施設等を建設後、当該公共施設等を官庁に売却した上で、企業が運営権を取得する取引については、確かに、改正リース会計基準等におけるセール・アンド・リースバック取引の会計処理の対象とならないが、セール・アンド・リースバックの会計処理について米国会計基準のモデルを取り入れているため、リースの範囲に含めず、収益認識に関する会計基準等が適用されても会計基準上、大きな差異は生じないと考えられる。

（一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針の改正案）

4. 開示対象特別目的会社に対する注記で特別目的会社との取引金額を開示している会社のうち、セール・アンド・リースバック取引について開示している企業が直近 1 年間で 1 社という調査結果について、実務経験上、もう少し件数があるのではないかとと思われるため、現行の開示を削除しないという事務局の提案に賛成する。

以 上